

長久手市クーリングシェルター指定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定について必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 市がクーリングシェルターに指定することができる施設は、次の要件をすべて満たす長久手市内の施設とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 愛知県に熱中症特別警戒情報が発表された場合に、開放可能日時において、当該施設等を市民等に開放できること。
- (3) 市民等が滞在するために必要かつ適切な空間が確保できること。

(運用期間)

第3条 クーリングシェルターの運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間と同一期間とする。なお、施設の開放可能日及び時間帯は施設の状況に応じ、次条に基づき提出された別記様式に記載されたとおりとする。

(民間事業者による申込)

第4条 趣旨に賛同し、クーリングシェルターの指定を受けようとする民間事業者は、長久手市クーリングシェルター指定申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法によって、くらし文化部環境課まで提出する。

(指定)

第5条 市長は、前条に規定する申込があつたときは、その書類等を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、適当と認めたときはクーリングシェルターとしてこれを指定することができる。

(施設の協力事項等)

第6条 クーリングシェルターに指定された施設は、市の要請に応じ可能な範囲で次に掲げる事項について協力を行うものとする。

- (1) クーリングシェルター案内ポスター等の掲示
- (2) 熱中症予防に関する啓発チラシの掲示
- (3) 事業の適正な実施を図るための調査等への協力
- (4) その他市長が必要と認める事項

(協定の締結)

第7条 法第21条第3項の規定に基づき、市長とクーリングシェルターの指定を受けようとする者は、長久手市クーリングシェルター指定協定書（様式第2号）により協定を締結する。

(公表)

第8条 法第21条第4項の規定に基づき、市長は、必要な事項を公表する。

(協定の有効期間)

第9条 第7条に基づく協定の有効期間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 初年度 協定締結日から熱中症警戒情報の運用期間が終了する日まで

(2) 翌年度以降 第3条に規定するクーリングシェルターの運用期間

2 前項各号の期間満了の1か月前までに協定を更新しない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(指定の取り消し)

第10条 市長は、公序良俗に反する、本事業の趣旨に適さない等不適當と認める場合は、クーリングシェルターとして指定しない又は指定を取り消すことができる。

(その他)

第11条 本要領に定めのない事項又は本要領に定める事項について疑義が生じた場合は、市と施設管理者が協議の上、別に定める。